

令和7年度いわき市豊かな森づくり担い手確保育成支援事業 補助金申請要領

いわき市農林水産部林業振興課

(趣旨)

- 第1条 この要領は、令和7年度いわき市豊かな森づくり担い手確保育成支援事業における補助金申請について定めたものである。(以下、「本事業」という。)
- 2 本事業の申請は、いわき市豊かな森づくり担い手確保育成支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領に必要な事項を定めるものとする。

(交付申請事前確認書の提出)

- 第2条 本事業が事後申請であることから、予算執行の都合上、予め実施される事業内容について確認するため、本事業の交付申請事前確認書(別紙1)を提出すること。
なお、林業アカデミーふくしま研修生支援は事前給付となるため、確認書の提出は不要とする。

(補助申請期間)

- 第3条 本事業の補助申請期間は、下記のとおりとする。
令和7年8月1日(金)から令和8年3月31日(火) 必着

(補助対象期間)

- 第4条 本事業の補助対象期間は、下記のとおりとする。
令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

(交付申請書類等)

- 第5条 本事業の交付申請書類等は、下記のとおりとする。

(1) 申請方法

- ア 本補助金は、機械等の導入完了後の交付申請(事後申請)とする。
但し、林業アカデミーふくしま研修生支援は除く。
- イ 所定の申請書に記入のうえ、必要な書類を添付し、いわき市農林水産部林業振興課(本庁4階)へ持参又は郵送すること。

(2) 申請書類

- ア 補助金等交付申請書(第1号様式)
- イ 添付書類(下表に記載の必要書類を添付すること。)

区 分	添付書類
【A】 機械・設備等 /施設等/ トイレカー	ア 林業機械等の導入・施設等の整備費用が確認できる書類(契約書又は発注書、請求書、領収書、納品書等)の写し、納品検査書(第4号様式)及び導入した機械等の写真 イ 住民票の写し(法人の場合:登記事項証明書の写し) ウ 市税納税証明書(第1号様式) エ 事業実施状況報告書(別紙2の1)

区 分	添付書類
【B】 林業アカデ ミーふくしま 研修生支援	ア 林業アカデミーふくしまに在籍していることが証明できる書類 イ 市税納税証明書（第1号様式） ウ 研修終了後1年以内に林業経営体に就業し3年以上在籍又は エ 事業を継続する意思が確認できる書類（誓約書）（第2号様式） オ 事業実施状況報告書（別紙2の2）
【C】 新規就業者 支援	ア 装備品の導入費用が確認できる書類 イ （契約書、見積書、請求書、領収書、納品書等）の写し、 ウ 納品検査書（第4号様式）及び導入した装備品の写真 エ 講習及び研修等の概要の資料、講習及び研修等に係る費用が オ 確認できる書類の写し カ （請求書、領収書、交通費の根拠となる資料） ウ 住民票の写し（法人の場合：登記事項証明書の写し） エ 市税納税証明書（第1号様式） オ 林業経営体等のいずれかに就業し3年以上在籍又は事業を継続 カ する意思が確認できる書類（誓約書）（第3号様式） 事業実施状況報告書（別紙2の3）
【D】 森林認証	ア 森林認証を申請したことがわかる書類の写し イ （申請書、森林認証書等） ウ 森林認証に係る費用がわかる書類の写し エ （契約書、見積書、請求書、領収書等） オ 住民票の写し（法人の場合：登記事項証明書の写し） 市税納税証明書（第1号様式） 事業実施状況報告書（別紙2の4）

（留意事項）

第6条

留意事項
1. 共 通
<p>(1) 本事業では、補助対象が重複する国・県等の補助制度との併用は不可とする。</p> <p>(2) 本事業で取得した財産は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にはできないものとする。（財産処分の制限）</p> <p>(3) 本事業の補助金等決定通知を受けるまでは、補助金を交付するものとは限りません。</p> <p>(4) 補助金交付決定額（総額）が予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了する。受付の終了は、ホームページ等で公表する。</p> <p>(5) 予算残額の状況に応じて、補助金額を調整（減額等）する場合がある。</p> <p>(6) 事業完了後、定期的に雇用状況、事業効果等の調査を行う。</p>

留意事項

2. 【A】 機械等/設備等/施設等/トイレカー

- (1) 補助対象期間内に、購入・納品されたもの対象とする。
- (2) 大型林業機械の導入支援については、原則1台/社まで対象とする。
- (3) 林業機械導入（大型林業機械以外）及び施設等の整備支援において、同機種を複数台導入する場合は、取組む事業内容（事業規模、人数）を確認し、適当と認められた場合にのみ補助金の上限額内で対象とする。
ただし、予算の都合上、数量制限する場合がある。
- (4) 購入した機械・設備等については、
【 令和7年度豊かな森づくり担い手確保育成支援事業 】とラベル等を貼付し、常時表記すること。
- (5) 必要に応じて、購入した機械・設備等が適切に使用されているか、事業完了時及び次年度以降、定期的に現地確認を行う。

3. 【B】 林業アカデミーふくしま研修生支援

- (1) 事前交付の性質上、研修生の卒業後の就業状況については、逐次本人に進捗を確認する。
- (2) 受給者は、研修終了後1か月以内に研修状況報告書（第6号様式）を提出する。
- (3) 受給者は、研修終了後1年以内に市内の林業経営体等に就業してから1か月以内に誓約書（第4号様式）を提出する。